

第1章 事業計画の概要

第1節 事業計画の位置づけと計画期間

事業計画は、「三番瀬の自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生」を目指して、「基本計画の基本的な方針・再生の目標」等に基づき、具体的な施策を体系的に明らかにしたものです。

三番瀬の再生に向け、具体的な取組を開始する第一歩となる第1次事業計画の計画期間は、平成18年度から22年度とし、本事業計画では、この間に取り組む事業の概要を示しました。

また、事業計画は5年毎に見直すこととし、計画期間内であっても、関係機関との協議・調整が整ったものや科学的知見の蓄積等によって事業化が可能となったものなどについては、適宜、事業の追加や内容の充実等を行っていきます。

三番瀬の再生に当たっては、自然を相手とする息の長い取組が必要であり、円卓会議の「三番瀬再生計画案」(以下「円卓会議案」という)等も踏まえ、緊急性や優先度の高い事業等から、順応的な管理に留意し、着実に進めていくとともに、これら事業の展開に当たっては、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元4市等との連携や協働を通し、一体的に取り組むことにより、効果的な推進を図っていきます。

第2節 第1次事業計画の構成と事業の時間軸整理

本事業計画は、基本計画で示した「再生に向けて講ずべき施策」毎に、12の節としてとりまとめており、各節を構成する事業については、計画期間内の目標と取組内容を記載しています。

個々の事業については、「円卓会議案」で提案された事業や提案以外の三番瀬の再生に必要な事業を踏まえていますが、これらを同時期にすべて実施することは、財政面からも困難なため、以下のような時間軸の整理を行いました。

そして、本事業計画では、この中から、計画期間内に具体的な取組を行う、継続的事業、緊急・早期着手事業、中期的事業について、その内容を記載しています。

なお、複数の節にまたがる事業や相互に関係する事業については、調整を図り総合的な施策の展開を進めていきます。

また、原則として県が主体となって取り組む事業を中心に事業計画はまとめておりますが、複数の主体が関係する事業に関しては、あらかじめ

め県が、関係する主体と協議し、それぞれの事業目標が達成できるよう調整を行うこととします。

表 事業の時間軸の整理

継続的事业	平成17年度時点で、既に事業に着手しているものであり、三番瀬の再生への寄与という視点から検討し、計画期間内は継続、若しくは充実させて実施するもの
緊急・早期着手事業	計画期間内に事業に着手するよう努めるもの
中期的事業	計画期間内は、事業化に向けて具体的な調査・試験・検討等を行い、5～10年後に事業に着手するよう努めるもの
長期的事業	計画期間内は、情報収集や科学的知見の蓄積等を行うもの

第3節 第1次事業計画の目標

第1次事業計画では、基本計画で定める5つの再生の目標の達成に向けて、それぞれ以下の目標を設定し、主な取組で記載した事業をはじめとする様々な事業に取り組んでいきます。

- 1 干潟・汽水域等の多様な環境の再生の試み
- 2 後背湿地の再生の試みと自然な連続性が確保された護岸整備
- 3 青潮発生の抑制と流入河川の水質や海域環境の改善
- 4 漁業生産の安定・向上につながる漁場環境の改善と漁業の振興
- 5 親水性の向上や環境学習・広報等を通じた県民参加の推進

第4節 第1次事業計画における主な取組

本事業計画は、三番瀬の再生に向けた取組の第一歩となりますが、具体的な事業は、早期に着手すべきもの、中長期的な視点に立って進めて

いくものなど様々です。また、東京湾の水質改善施策のように、これまで県が継続的・広域的に取り組んでいる事業で、三番瀬の再生に寄与するものなどがあります。

第1次事業計画期間に取り組む事業は第2章の各節に記載しましたが、これらは相互に関係することから、県は以下のような視点に立って総合的に施策を実施していきます。

1 三番瀬の自然再生のための具体的施策

生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、三番瀬の自然環境を再生していくためには、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境の創出、干潟的環境（干出域等）の拡大、海と陸との自然なつながりや後背湿地の回復等が重要です。

このため、本事業計画では、必要な調査検討を行った後、多様な環境の再生の試みとして、汽水的な環境を創出するための淡水導入の試験やそれと関連性の高い干潟的環境（干出域等）形成の試験を実施します。

なお、試験の実施については、現時点では科学的知見が十分といえないことから、小規模に実施し、定期的にモニタリングしながら順応的管理の手法により進めていくとともに、試験結果を次期事業計画期間での事業展開に活用していきます。

また、自然（湿地）再生については、失われた海と陸との連続性の回復を図るために重要な事業であり、その実現のため、具体的な取組を進めていきます。

そして、行徳湿地については、三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所と位置づけ、三番瀬との海水交換を促進するとともに、湿地の汽水域化等を促進します。

2 人と自然の共生を実現するための具体的施策

三番瀬は都市化された地域に残された貴重な自然であり、自然環境の再生と同時に、生業（漁業）の場としての利用はもとより、人が自然にふれあい、学ぶ場として利用され、人と共生していくことが重要です。

このため、三番瀬の生態系や水・底質環境との関わりに留意しつつ、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生に向けた取組やノリ養殖業及びアサリ漁業の生産対策、三番瀬漁業への理解につながる取組等により、三番瀬の漁業を振興します。

また、多くの人々が三番瀬を知り、ふれあう機会や場を確保するため、自然な連続性と親水性に配慮した市川市塩浜護岸の整備、環境学習・教育の実施、魅力ある広報活動、各種イベント等を実施していきます。これらの事業の実施により、人々の三番瀬に対する理解を深め、広めていくことで、

三番瀬の再生に向けた機運を高め、再生事業への県民参加を促し、「県民運動」とすることで、再生の推進力としていきます。

- 3 流入河川の水質改善や海域環境の改善を図るための継続的、広域的な施策
三番瀬は、流入する河川や東京湾を通じて、広く陸域と海域の影響を受けています。

これまで、水質汚濁防止法等に基づく排水規制や生活排水対策等の実施により、東京湾等の水質は改善傾向にありますが、なお、環境基準を達成していない水域があり、富栄養化による赤潮や青潮の発生も見られることから、湾に流入する汚濁負荷量の一層の削減等を進めることが重要です。

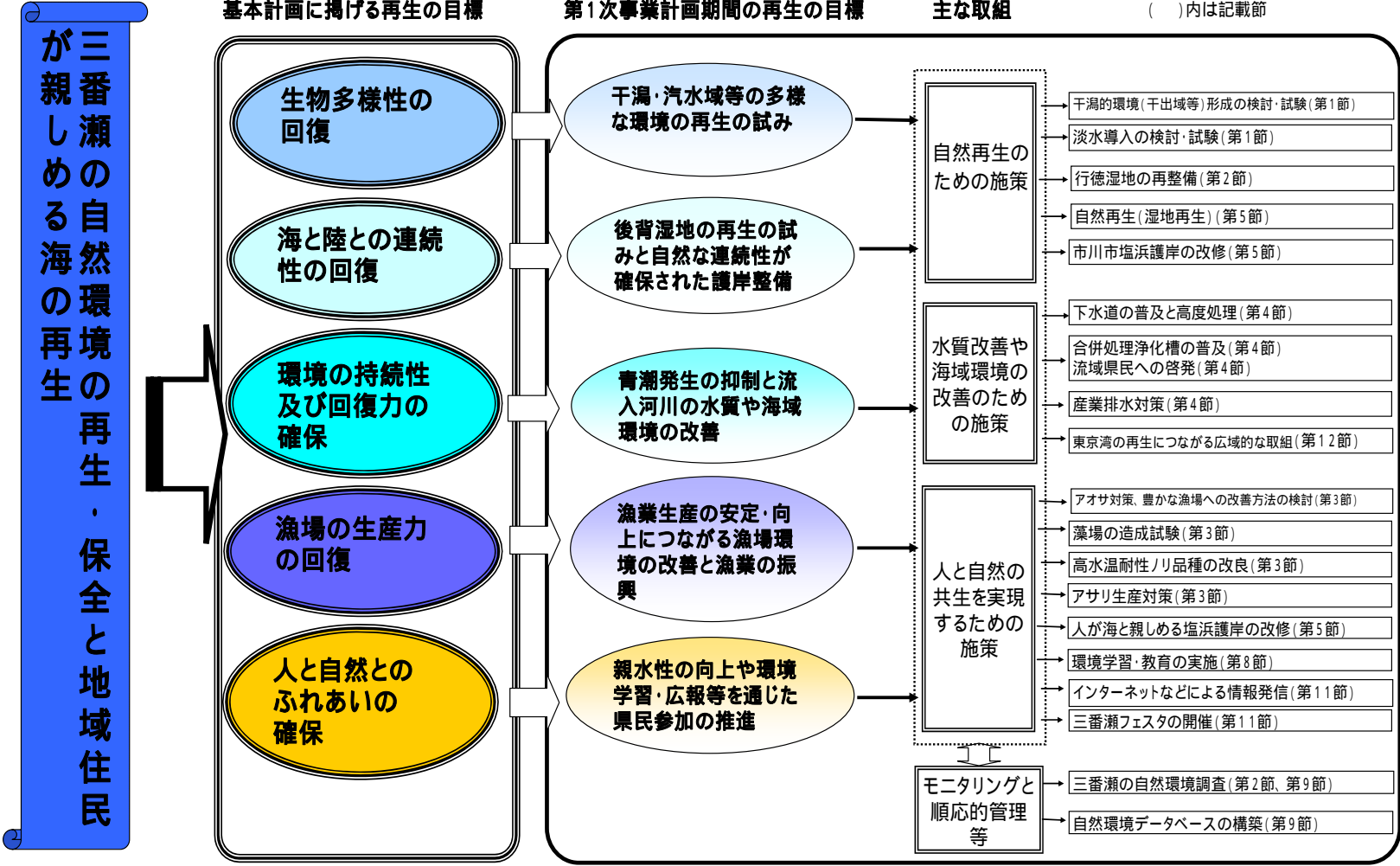
このため、下水道の普及や高度処理、合併処理浄化槽の普及、流域県民への啓発や産業排水対策等を、充実・強化しながら、継続的に実施するとともに、これまで以上に、河川流域や東京湾周辺の自治体と連携して、水質改善の取組や環境保全に係る啓発・イベントなどを実施していきます。

- 4 三番瀬再生のためのモニタリングと順応的管理等

三番瀬の自然環境は変動しており、生物とそれを取り巻く環境を把握するとともに、科学的知見を蓄積し、順応的管理による再生事業の実施に資することが重要です。

このため、三番瀬の生態系調査や県民参加の合同調査を実施するとともに、これら調査結果の効率的な活用を図るためのデータベースを構築し、三番瀬の自然環境のモニタリング体制を確立していきます。

第1次事業計画期間(H18~H22)における再生の目標と主な取組



三番瀬の自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生